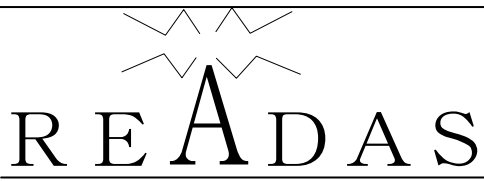


| | | |
|----------------|--|--|
| 第 4759 号 |  リーダスクラブ | 1994年1月6日創刊・毎日発行 リーダスクラブFAXニュース (2013年)平成25年 6月27日 木曜日 |
|----------------|--|--|

発行所 三輪厚二税理士事務所／顧問料不要の三輪会計事務所（編集・発行：税理士 三輪厚二）
大阪市中央区備後町2-4-6 TEL：06-6209-7191 WEB：<http://www.zeirishi-miwa.co.jp>

⇨ 経営改善計画策定支援事業が開始

Q：中小企業の経営改善を後押しする認定経営革新等支援機関による経営改善計画策定支援事業が開始されたそうですが、どのような内容なのですか？

A：金融支援が必要な中小企業に対して、認定支援機関が経営改善計画などの策定支援をすることによって、経営改善を促進しようというものです。

【解説】

中小企業金融円滑化法終了に伴って、中小企業の経営改善を後押しする施策「認定経営革新等支援機関による経営改善計画策定支援事業」が開始されました。

この制度は、金融支援が必要な中小企業に対して、認定支援機関が経営改善計画などの策定支援をすることによって、経営改善を促進しようというものです。

対象になるのは、借入金の返済負担等の影響による税務上の問題を抱えている中小企業・小規模事業者で、事業再生・経営改善を図るために、認定支援機関による支援を受けて経営改善計画を策定し、債務者間調整を行った結果として、金融機関が金融支援（リスク等）に応じることや新規融資を受けるために経営改善計画を策定支援する事業者になります。

この制度を利用すると、経営改善計画策定支援に係る費用のうち3分の2（200万円を限度）が助成されます。

